

津市上下水道事業局における水道事故等に係る修繕工事費及び漏水放水補償費等の取扱要領

平成 1 8 年 1 月 1 日

改正 平成 2 6 年 3 月 1 4 日
平成 2 7 年 3 月 3 1 日
平成 3 1 年 3 月 2 7 日
令和 2 年 3 月 3 1 日
令和 2 年 1 2 月 2 5 日
令和 3 年 3 月 1 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 条第 8 項に規定する水道施設が事故等により被害を受けた場合において、当該事故等の原因者に修繕工事費、関連作業費及び諸経費（以下「修繕工事費等」という。）並びに漏水放水補償費等を負担させる場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(修繕工事費等の算出方法)

第 2 条 修繕工事費は、津市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めた委託修繕工事代価表により算出した人件費及び委託工事用材料単価表により算出した材料費の合計額に、間接工事費等を加算した額とする。

2 関連作業費は、関連作業（断水等の広報、仕切弁の操作、通水洗管作業、濁水処理、応急給水業務等をいう。以下同じ。）に従事した職員の労務費（津市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 4 2 号）による時間外勤務手当の単価に、当該職員が当該関連作業に従事した延べ時間数を乗じて得た額）並びに応急給水車両費（一般社団法人日本建設機械施工協会が定める建設機械等損料表に基づき算出した額）及び応急給水用具費（当該応急給水用具の購入額に相当する額）を合計した額とする。

3 諸経費は、第 1 項の規定により算出した修繕工事費の額に、津市水道事業受託工事実施要綱（平成 2 5 年 4 月 1 日施行）別表第 1 諸経費の算定基準表に基づく率を乗じて得た額とする。

(免責)

第3条 管理者は、事故等の原因者が次のいずれかに該当するときは、当該原因者の賠償の責めを免除することができる。

- (1) 原因者の責めによらない理由により水道施設を破損等したとき。
- (2) その他管理者が必要と認めるとき。

(漏水放水の補償費等)

第4条 漏水及び放水の補償は、管体及びこれに附属する栓類等の破損事故を対象とする。

2 漏水量及び放水量は、破損箇所の管径、水圧、損傷の形状及び付近の配管の状況等から推定した水量とする。

3 補償経費の算出は、前項に規定する水量により、津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号）第23条第3項に規定する従量料金を乗じて得た額とする。

4 補償経費の収入項目は、水道事業収益、雑収益その他雑収益とする。
(損害賠償)

第5条 事故等の原因者がその責めに帰すべき理由により第三者に被害を与えたときは、当該原因者はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日）

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。